



文部科学省



JASSO

独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

「高等教育の修学支援新制度」の要件とアルバイト収入の関係を教えて！

「高等教育の修学支援新制度」
公式キャラクター【まなびーニャ】

①住民税が課税される水準と②多子世帯の「扶養する子供」から外れる水準の2つに気を付けて！
令和6年と令和7年のアルバイト収入との関係は以下の通り

「高等教育の修学支援新制度」
公式キャラクター【まねこ先生】

①住民税が課税される水準

= **これを超えると住民税が課税され支援区分が第Ⅱ区分以下となり、支援額が減少します!!**

●令和8年(2026年)9月以前の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和7年度(2025年度)分の住民税が非課税となる年収

令和6年(2024年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**100万円**以下
〈事業所得の場合、45万円以下〉

●令和8年(2026年)10月～令和9年(2027年)9月の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和8年度(2026年度)分の住民税が非課税となる年収

令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**110万円**以下
〈事業所得の場合、45万円以下〉

②多子世帯の「扶養する子供」から外れる水準

= **これを超えると本制度上の多子世帯に該当しなくなり、多子世帯支援が受けられなくなります!!**

●令和8年(2026年)9月以前の修学支援新制度における判定で用いられる水準

「扶養する子供」にカウントされる年収

令和6年(2024年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**103万円**以下
〈合計所得金額48万円以下〉

●令和8年(2026年)10月～令和9年(2027年)9月の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和7年(2025年)12月31日時点の年齢(※)

「扶養する子供」にカウントされる年収

19歳未満

令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**123万円**以下
〈合計所得金額58万円以下〉

19歳以上23歳未満

令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**160万円**以下
(生計維持者において、特定親族特別控除の申告をしてください。)
〈合計所得金額95万円以下〉

23歳以上

令和7年(2025年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**123万円**以下
〈合計所得金額58万円以下〉

※生年月日が2007年1月～2007年4月1日の人は、19歳以上23歳未満とみなします。

「高等教育の修学支援新制度」と令和8年のアルバイト収入の関係を教えて！



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization



「高等教育の修学支援新制度」
公式キャラクター【まなびーニャ】

①住民税が課税される水準と②多子世帯の「扶養する子供」から外れる水準の2つに気を付けて！

令和8年のアルバイト収入との関係は以下の通り



「高等教育の修学支援新制度」公
式キャラクター【まねこ先生】

①住民税が課税される水準

= **これを超えると住民税が課税され支援区分が第Ⅱ区分以下となり、支援額が減少します!!**

● **令和9年(2027年)10月以降**の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和9年度(2027年度)分の住民税が非課税となる年収

令和8年(2026年)1月～12月までの学生本人の給与収入が**119万円**以下
〈事業所得の場合、45万円以下〉

②多子世帯の「扶養する子供」から外れる水準

= **これを超えると本制度上の多子世帯に該当しなくなり、多子世帯支援が受けられなくなります!!**

● **令和9年(2027年)10月以降**の修学支援新制度における判定で用いられる水準

令和8年(2026年)12月31日時点の年齢(※)	「扶養する子供」にカウントされる年収
19歳未満	令和8年(2026年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 136万円 以下 〈合計所得金額62万円以下〉
19歳以上23歳未満	令和8年(2026年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 169万円 以下 (生計維持者において、特定親族特別控除の申告をしてください。) 〈合計所得金額95万円以下〉
23歳以上	令和8年(2026年)1月～12月までの学生本人の給与収入が 136万円 以下 〈合計所得金額62万円以下〉

※生年月日が2008年1月～2008年4月1日の人は、19歳以上23歳未満とみなします。